

出来事（2012年12月）

1. 食品添加物の新規指定

11月に続き、12月28日、香料4品目（トリメチルアミン、2-エチル-6-メチルピラジン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物と甘味料（サッカリンカルシウム）が指定され、指定添加物は430品目となりました。

省令の改正：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H121228I0010.pdf>

食品安全部長通知：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121228I0010.pdf>

併せて、「食品衛生法に基づく食品添加物の表示等について」（消費者庁次長通知第377号）も改正されました。改正の全文：<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin977.pdf>

現在、香料2品目（3-エチルピリジン、アンモニウムイソバレレート）、ポストハーベスト2品目（アゾキシストロビン、ピリメタニル）、イソプロパノール、亜塩素酸水、乳酸カリウム、硫酸カリウムを指定するための健康影響評価と指定のための手続きが継続されています。

尚、平成24年7月10日、速やかに指定する旨の「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定されています。

2. 消費者庁・食品表示一元化

8月9日 消費者庁の食品表示一元化検討会の報告書・公表

11月1日～30日 新食品表示制度についての意見募集

11月22日 新食品表示制度についての意見交換会（三田共用会議所 講堂）

*今後のスケジュール（見通し）

12月：各省協議

1月：法案作成、概要（骨子）の公表

3月：法案の法令審査、閣議決定後国会へ。

6月：衆・参の消費者問題特別委員会で審議後、本会議で可決成立すれば、施行。

*個別課題（原料・原産地表示の拡大、遺伝子組換え食品の表示、食品添加物の表示、等）については、検討会を立ち上げる。

*消費者団体は、1月31日に衆議院議員会館にてシンポジウムの開催を予定しています。

3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（50品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（3品目*、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

*キシラナーゼ、アスパラギナーゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ

4. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。その事例です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001dd6u.html>

11月28日：福島県山田村の平成24年度産米

11月29日：栃木県日光市の原木しいたけ（施設栽培）

11月30日：岩手県奥州市吸衣川村のソバ

12月6日：宮城県広瀬川のイワナ（養殖を除く。）

12月11日：栃木県大田原市の原木なめこ（露地栽培）

12月14日：宮城県大崎市旧一栗村のソバ

12月25日：福島県須賀川市沼町の大豆

出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（12月25日現在）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

2) 検査結果

かなりの頻度での基準値超過が厚生労働省のホームページで報告されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q9xf.html>

5. 日本農林規格の改正のための WTO 通報

1) マカロニ類：12月7日

(1) 異物の規定を削除する。

(2) 粗たん白質の測定方法について、誤差の規定方法等を一部修正する。

2) 削ぶし：12月7日

(1) 容器及び異物の規定を削除する。

(2) 水分の測定方法を詳細に規定する。

3) 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖：12月7日

(1) 異物の規定を削除する。

(2) 表示の基準において、文字の大きさの規定を削除するとともに、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

4) ぶどう糖：12月7日

(1) 粒度及び異物の規定を削除する。

(2) 比旋光度、ぶどう糖分及び水分の測定方法を詳細に規定する。

(3) 表示の基準において、文字の大きさの規定を削除するとともに、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

6. 韓国のキムチによる食中毒

厚生労働省は、12月6日、韓国国内において、ノロウイルスに食中毒が発生し、韓国 FDA の調査で、西安東農協・豊山キムチ工場のキムチが原因であるとの情報を入手したので、当該企業の製造した食品の輸入届けに対して、積戻しを行なうよう検疫所に指示しました。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/other/2012/dl/121206-01.pdf>

韓国 FDA は、12月4日、この集団食中毒の原因となったキムチ製品の流通・販売を禁止し回収措置中であるし、検出されたノロウイルス(G□-4)は、集団食中毒が発生したソウル、ポハン等の高等学校4校での144人の患者、キムチの生産に使用された地下水から検出されたものと同じウイルスの型であると報じました。

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=19247&cmd=v>

このキムチは、751トンが生産され、その一部が日本にも輸出されたという情報もあります。日本に流入したことについては、2011年6月1日に実施された「韓国産キムチの通関手続きの簡素化」(<http://japanese.joins.com/article/472/140472.html>)が原因との説もあります。

7. GMO、環境への意図的放出（チェコ共和）

チェコの検査官は、自国の種子のGMO規程への適合性の検証（例：種子の輸送、残りの種子の貯蔵、収穫及び敷設のコントロール）ができていないと、EUのFVOの査察報告でコメントされました。

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6310

*わが国も完璧とは云えないと思います。

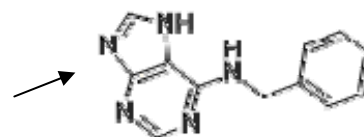
8. カラメル色素の摂取量がADIを上回る可能性（EU）

EFSAのパネルは、2011年に食品添加物として使用されるカラメル色素（E150a、E105b、E150cおよびE150d）の暴露評価を実施しカラメル色素（E150a、E150cおよびE150d）の暴露量がADIを超過すると結論しました。この度のEFSAの声明は、カラメル色素（E150a、E150c、E150d）の追加情報に基づく暴露評価で、以前の推定暴露量よりも低いと結論しました。しかし、カラメル色素を多く摂取する幼児や大人のカラメル色素（E150c）の暴露量は、ADI（100 mg / kg体重/日）を超える可能性があるとの結論しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3030.htm>

9. 中国産の茶に対するEUの通関拒否通知（Border Rejections）.

- ・福建茶の福建茶のメソミル（1.13 mg/kg）
- ・緑茶のアントラキノン
- ・緑茶の未承認物質N6-ベンジルアデニン（成長促進剤）
- ・緑茶のブプロフェジン（0.318 mg/kg）
- ・トリアゾホス（0.071 mg/kg）
- ・アセタミプリド（0.417 mg/kg）
- ・イミダクロプリド（0.145 mg/kg）
- ・中国産緑茶のメソミル（0.28 mg/kg）
- ・ブプロフェジン（0.05 mg/kg）
- ・カルベンダジム（0.120 mg/kg）
- ・アセタミプリド（0.123 mg/kg）



<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2012/foodinfo201226c.pdf>

*日本にも中国から「お茶エキス」が輸入されていますが、輸入検査は大丈夫でしょうか？

10. 平成 24 年度輸入食品監視指導計画監視結果・中間報告

12 月 5 日、厚生労働省は、「平成 24 年度輸入食品監視指導計画監視結果・中間報告」を公表しました。これは、4 月から 9 月の間の届出・検査・違反状況についての速報です。

- ・届出件数：1,107,698 件、届出重量は 12,276 千トン。
- ・検査件数：117,456 件（検査命令＋モニタリング検査＋自主検査）
- ・食品衛生法違反 492 件

また、海外での違反食品の回収等の情報に基づき平成 24 年度においては、イタリアにおいて英国産ソルビトールを摂取したことによる死亡事例、オーストラリアにおいて牛肉から腸管出血性大腸菌 O157 が検出された事例、米国及び台湾において韓国産二枚貝を原因とするノロウイルス食中毒の発生事例等についてモニタリング検査、自主検査の措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等が行なわれました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002qcot-att/2r9852000002qctp.pdf>

11. 食品衛生法違反輸入食品の流通の可能性（2012 年 12 月）

厚生労働の検疫所におけるモニタリング検査で、食品衛生法違反が判明した際、貨物が国内で開封済み、廃棄済との報告がなされた場合、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から都道府県の地方自治体に回収、監視指導等が依頼されますが、流通の可能性は否定できません。12 月の事例です。

発信日	自治体	貨物の品名	検査結果
12 月 3 日	大阪府	冷凍切り身ます	大腸菌群陽性
12 月 5 日	東京都	生鮮パプリカ	ジフェノコナゾール（0.07ppm）検出
12 月 6 日	東京都	生鮮未成熟さやいんげん	シロマジン（0.10ppm）検出
12 月 11 日	福岡市	スッポン：活・生鮮、養殖	オキシテトラサイクリン（0.4ppm）検出
12 月 14 日	千葉市	緑豆	オキシム（0.16ppm）検出
12 月 14 日	東京都	生鮮パプリカ	ジフェノコナゾール（0.02ppm）検出
12 月 18 日	大阪市	生鮮未成熟さやいんげん	フィブロニル（0.003ppm）検出
12 月 18 日	東京都	生鮮パッションフルーツ	シペルメトリン（0.06ppm）検出
12 月 18 日	東京都	生鮮未成熟さやいんげん	シロマジン（0.02ppm）検出
12 月 27 日	東京都	紅茶 2 貨物	□プロパルギット（13ppm）検出 □モノクロトオス（0.6ppm）検出

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kaisyu/index.html

12. 輸入食品中のエトキシキン（酸化防止剤、殺菌剤）

タイランドフィッシャーリージャパン株式会社がインドから輸入した「冷凍養殖えび」、阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」、ニチレイフレッシュがベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：」（えび）、双日株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」の命令検査で、一律基準を超えたエトキシキンの残留が認められ、成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

13. 輸入食品中のエンロフロキサシン（合成抗菌剤）

双日株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」（えびてん）、阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「生食用冷凍鮮魚介類：開き生海老」、信和貿易株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：蒲焼きうなぎ」の命令検査で、一律基準を超えたエンロフロキサシンの残留が認められ、成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

14. 輸入食品中のフラゾリドン（合成抗菌剤）

北島水産株式会社がインドから輸入した「冷凍養殖えび」、伊藤忠商事株式会社がインドから輸入した「冷凍むき身養殖えび」、タイランドフィッシャーリージャパン株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：シーフードミックス」の命令検査でフラゾリドン（AOZとして）が、それぞれ 0.001ppm と 0.003ppm、0.002ppm、0.003ppm 検出されたことによる成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

*フラゾリドンは、「食品において不検出とされる農薬等」に該当します。

15. 輸入食品中の TBHQ（指定外添加物、酸化防止剤）

株式会社ヨコヤマコーポレーションが中国から輸入した「その他の果実調整品：ミックス果実チップス」、有限会社ハーバートレーディングがインドから輸入した「容器包装詰加圧加熱殺菌食品：野菜の調整品」、友盛貿易株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱：その他の穀類調整品（油条）」の自主検査で、指定外添加物である TBHQ がそれぞれ 15 μ g/g、1 μ g/g、3 μ g/g が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2012年12月31日）